

平成12年3月

# 県財政の現状と今後の展望

—財政健全化の指針—

神奈川県

# 目 次

県財政の健全化に向けて .....	1 ページ
本県財政が悪化した原因 .....	2
特別な対策を講じない場合の5年間の財政見通し .....	5
財政健全化の基本的な考え方 .....	6
財政健全化に向けた具体的な方策	
1 本県独自の当面の対策 .....	7
2 地方税財政制度の改革による根本的な対策 .....	11
財政健全化の具体的な方策による財源確保見込額 .....	14
(参考) 平成12年度当初予算における財政健全化への取組 ...	15

## 「財政健全化の指針」の位置付け .....

この「財政健全化の指針」は、昨年10月にお示しした「中間とりまとめ」を土台として、その後、皆様からいただいた様々なご意見と、平成12年度当初予算の編成を踏まえて、必要な修正を行い策定いたしました。

この「財政健全化の指針」では、今後5年間の財政運営の方向をできるだけ分かりやすく表すために、まず、このまま特別な対策を講じない場合の中期財政見通しについて推計を行い、平成16年度までの財源不足額を試算した上でこれに対する具体的な方策ごとに、数値目標や財源確保額を示しました。

今後、その中期財政見通しの前提とした諸条件が変動することも考えられますが、この指針をこれからの財政運営の一つの「ものさし」として、指針の趣旨に沿った取組を進めていくことといたします。

## 県財政の健全化に向けて

本県財政は、平成10年度に急激な県税の減収に見舞われ、危機的な状況に陥りました。このため、県民の皆様や県議会のご協力をいただきながら、全職員一丸となり様々な取組に努めた結果、何とか財政再建団体への転落は回避できたものの、平成10年度決算は 293億円の赤字となり、23年ぶりの赤字団体となりました。

本県では、これまでも行財政改革に計画的に取り組んでまいりましたが、赤字決算という事態に直面したことから、財政の健全化は一層緊急を要する課題になったと受け止め、今後の財政運営の方向を示す「財政健全化の指針」を策定し、中期的、計画的に財政の健全化に取り組むことといたしました。

この指針では、財政の健全化に向けた取組として、歳入、歳出両面から本県の取り得る対策を整理するとともに、地方税財政制度の課題とその改革に向けた本県の考え方をお示しいたしました。これらの方策は、一つ一つが並大抵の努力では実現しえないものばかりではありますが、その実現に向けて、県庁全体で特段の取組をしてまいります。

とりわけ、地方税財政制度の改革については、地方分権が現実動き出しましたが、その裏付けとなる財源の移譲については先送りされている現状を踏まえて、議論を活発化させていく必要があります。地方自治が新たな時代を迎えた現在、国・県・市町村の役割分担の再構築やそれに見合った地方税財源の適正配分とその充実に向けて、積極的に要望・提案を行い、制度改革が一日も早く実現されるよう努力してまいりたいと考えております。

また、本指針では、平成16年度までの中期的な取組により、「財政の土台」を築くことを目指しておりますが、さらにその後を見通しますと、本県人口の高齢化の進行や団塊の世代と言われる職員の大量退職などに伴う財政需要も見込まれております。

それ故、今後5年間の財政運営はますます重要になってまいりますし、平成17年度以降も、更なる財政健全化への取組を進めていかなければなりません。

こうした認識の下に、県政全般にわたる行財政改革に積極的に取り組むとともに、真の地方自治の実現と21世紀の神奈川を担う県政の基盤づくりに、全力をあげてまいっている所存であります。今後とも、本県財政の健全化に向けまして、皆様のご理解とご指導をお願い申し上げます。

平成12年3月

神奈川県知事 岡崎 洋

# I 本県財政が悪化した原因

かつて「財源の豊かな団体」と言われた本県が、財政再建団体への転落の危機を迎えるほどに財政状況が悪化した原因について、いろいろな角度から分析を行った結果、概ね次の要因が重なり厳しい財政状況に陥っていると考えられます。

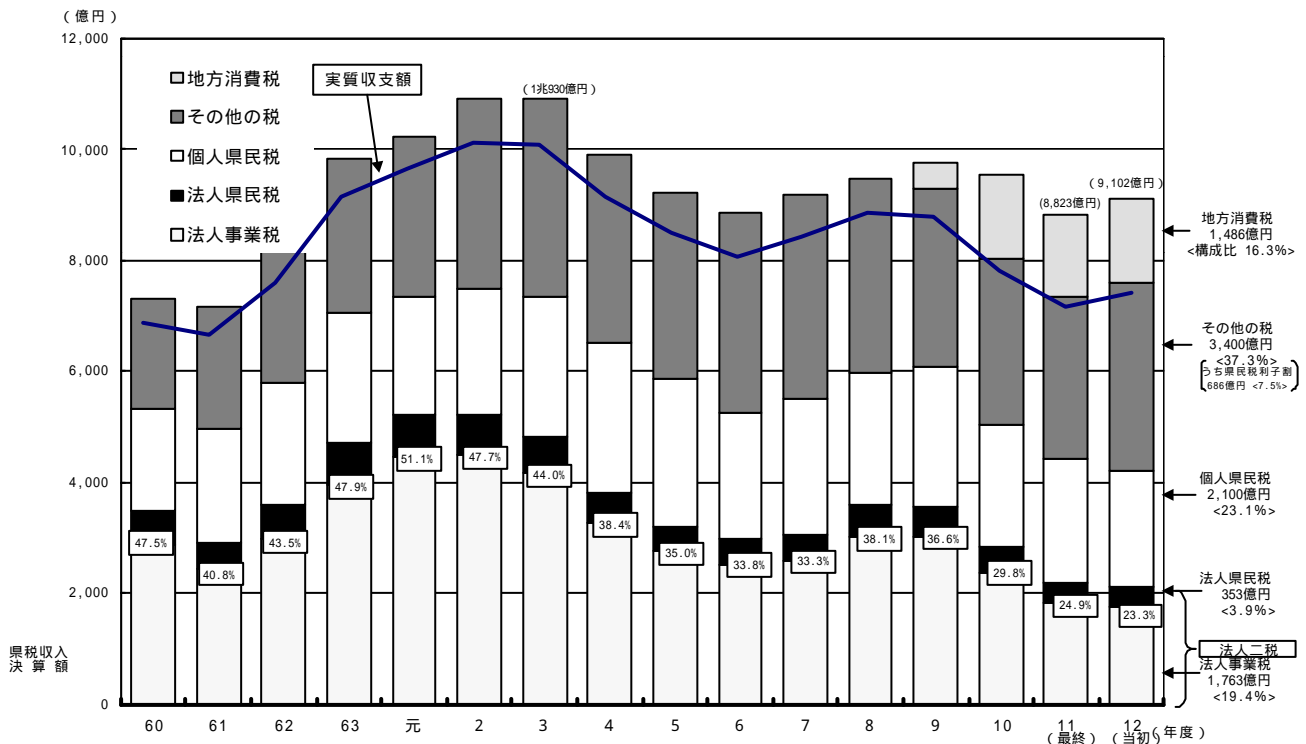
## 経済構造の変化と景気に左右されやすい不安定な税収構造

我が国経済は、バブル経済の崩壊によって急激に悪化し、以来10年が経過しようとしています。我が国経済は、バブル経済の崩壊によって急激に悪化し、以来10年が経過しようとしています。本県の財政危機は、歳入の大宗を占める県税収入が、こうした経済の大きな変化を受けて大幅に落ち込んでしまったことが最大の要因となっています。

このように、経済が低成長へと変化したため、税収もかつてのような右肩あがりの伸びが期待できない構造となってしまう、水準の低下した税収規模を前提とした財政運営が求められるようになりました。

また、本県の県税収入は、景気に連動して大幅に減少しましたが、これは、県税が景気に左右されやすい法人事業税・法人県民税を主力としているため、こうした不安定な税収構造により、本県では税収予測が立てにくく、平成10年度のように年度途中での大幅減収も避けられないばかりか、中・長期の計画的な財政運営を難しくしています。

### 【県税収入の推移】

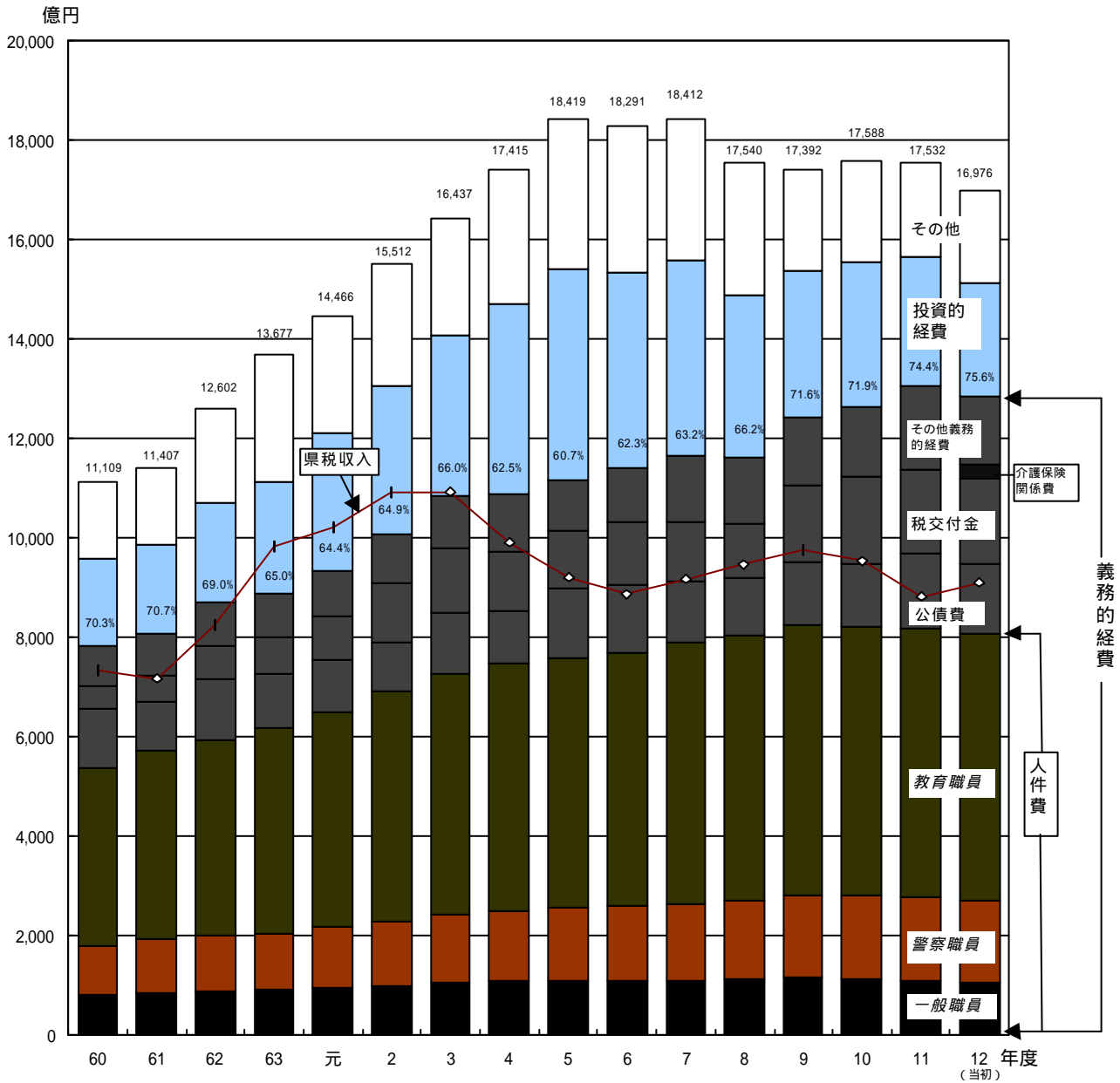


(注) 「実質収入額」とは、県税総額から市町村への税交付金などを除いた県が実質的に使える収入を示します。平成12年度の実質収入額は7,423億円となっており、昭和62年度の水準(7,591億円)まで至っていません。

## 大幅な抑制が困難な歳出構造

行政改革への取組により、政策的な経費はハード、ソフトともに税收の減少に合わせて抑制してきました。しかし、本県の歳出は、教職員や警察官を中心とした人件費や過去の県債の償還費である公債費など、削減が困難な義務的経費が歳出全体の7割以上を占めているため、歳出総体としては県税収入の減少に見合う大幅な抑制が困難であり、このことが財政悪化の要因となっています。

【歳出構造の推移】



(注) 昭和60年度から平成11年度までは最終予算額、平成12年度は当初予算額を示します。

(県税収入は、平成10年度まで決算額ベース)

### 十分でなかった地方交付税

県税などの一般財源の不足は地方交付税で補てんされる制度となっていますが、ここ数年の本県に対する地方交付税は、結果として本県の税収実態から乖離したものとなっていたために、十分な額が交付されなかったと考えられます。ただし、平成11年度の交付額は平成10年度の3.6倍となり、状況はかなり改善されました。

年 度	普通交付税 交付額	地方交付税算定 上の税収額	実際の本県税収額 (標準税率分)	乖離額 -	減収補てん債 発行額
3	- 億円	11,375億円	10,618億円	757億円	200億円
4	-	11,720	9,621	2,099	1,300
5	117	10,504	8,944	1,560	1,300
6	323	9,354	8,601	753	760
7	455	9,897	8,924	973	910
8	676	9,306	9,178	128	-
9	539	10,352	9,494	858	546
10	664	11,233	9,304	1,929	742
11	2,388	9,462	8,610	852	700程度

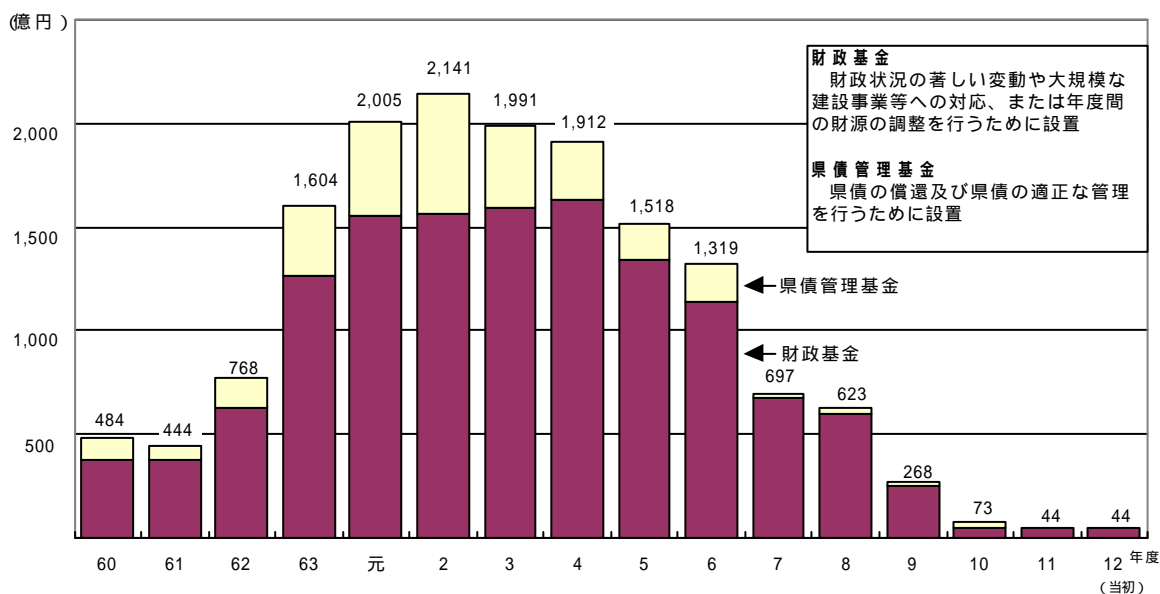
(注) 「減収補てん債」は、地方交付税で理論算定された県税収入(法人事業税など)を実際の収入額が下回った場合に、その乖離を補てんする財源として発行が認められる特別な県債です。

### 基金が底をつき、安定的確保が困難な臨時的な財源に依存

県税収入や地方交付税が不足する場合の財源として基金がありますが、本県では、昭和62年度からの5年間、好調な税収を背景に、将来の備えとして2,000億円を超える基金の積立を行いました。しかし、バブル経済崩壊後の危機的な財政状況が長期化する中で、順次取り崩しを行い、基金は既に底をついてしまいました。

そこで、他の都道府県に先駆けたリースバックや長期貸付金の一括返納などの手段により、ここ数年は数百億円も臨時的な財源を確保して、何とか収支の均衡を図っています。ところが、こうした臨時的な財源を毎年一定規模確保することには限界があり、本県は、絶えず多額の財源不足を生じる危険を抱えていると言えます。

### 【基金の年度末現在高】



## II 特別な対策を講じない場合の5年間の財政見通し

### 「中期財政見通し」の位置づけ

ここに示す「中期財政見通し」は、施策事業の見直しをはじめとした行政改革や臨時の財源確保策などの県独自の取組や国の地方税財政制度の改革など、特別な対策を講じない場合、本県の財政収支がどのように推移するのか、一定の条件を設定した上で試算したものです。

なお、章では、財政健全化に向けた各種の対策について、具体的な数値目標や財源確保額を示し、また、章ではその対策額を集計して、ここでの試算による「財源不足見込額」にどれだけ対応できるかを表しています。

### 中期財政見通し（平成12年度～平成16年度）（単位 億円）

項 目		12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	
歳入	県 税	9,100	9,100	8,900	9,150	9,350	
	地方交付税	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
	県 債	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	
	そ の 他	3,700	3,650	3,700	3,700	3,700	
	計 A	16,600	16,550	16,400	16,650	16,850	
歳出	人件費	8,550	8,700	8,850	9,050	9,150	
	公債費	1,800	1,950	2,050	2,050	2,000	
	措置費・医療費	950	1,000	1,050	1,000	1,050	
	市町村への税交付金 など	2,600	2,550	2,350	2,400	2,400	
	義務的経費	13,900	14,200	14,300	14,500	14,600	
	政策的経費	4,300	4,250	4,300	4,350	4,400	
	繰上充用金	100					
	計 B	18,300	18,450	18,600	18,850	19,000	5年間合計
	財源不足見込額 (A-B) C	1,700	1,900	2,200	2,200	2,150	10,150

（注）「中間とりまとめ」以降、義務的な要素で明確になった部分の数値を置き換えました。

### 推 計 の 前 提 条 件

- (1) 県税収入 : 現行制度を前提とし、毎年度2%増をベースとして見込む。
- (2) 地方交付税 : 平成11年度交付額から特殊要素である法人関係税の精算分を除いた2,000億円を通常ベースとし、5年間同額で据え置く。
- (3) 臨時財源 : 不動産売却収入等の臨時的な一般財源は確保が限界に近づきつつあることから、平成12年度以降は見込まない。
- (4) 県 債 : 11年度をベースに5年間同額で据え置く。(10%目標に基づく減額は見込まない)
- (5) その他歳入 : 国庫支出金などの特定財源は、歳出の増減に連動させて推計。
- (6) 義務的経費
  - ア 人件費 : 職員定数 5年間同数で見込む。(10%目標に基づく減員は見込まない)
  - : 給与改定 過去3年間(H9-H11)の平均改定率0.7%で毎年度の改定を想定。
  - : 退職手当 現在の年齢構成から退職者数の増減を見込む。
  - イ 公債費 : 償還積立は6%ベース、借入利率2.5%で推計。
  - ウ 措置費・医療費、介護保険関係 : 介護保険導入に伴う増減、対象者等の増を見込む。
  - エ 税交付金等 : 税収に合わせて増を見込む。
  - オ その他の義務的経費 : 企業会計繰入金の償還、リースバックの賃借料等の増減を見込む。
- (7) 政策的経費 : 税収の伸びを勘案し、毎年度50億円ずつ増加を見込んで推計。
- (8) 繰上充用金 : 平成11年度決算が約100億円の赤字と見込まれることから、12年度に計上。

### III 財政健全化の基本的な考え方

#### 基本的な認識

本県財政を健全化するには、まずは過年度の赤字処理を行い、章で試算された巨額な財源不足を解消して財政収支の均衡を図るとともに、さらには、硬直的な財政構造を転換し、県債残高が累増する財政体質を改善することが必要です。

また、財政収支の均衡を図るにあたっては、県債の増発や臨時的な財源に頼るのではなく、県税収入等の通常に収入できる財源に、歳出規模を合わせることも重要です。

こうした財政健全化について、現下の財政状況の中で一時に全てを実現するのは大変困難ですから、短期的に取り組むもの、中期的に取り組むもの、長期的に取り組むものに分け、計画的に進めていくことが必要です。

#### 1 「財政健全化の指針」が目指すもの

「財政健全化の指針」は、平成12年度から平成16年度までの5年間の中期的な取組みにより、次の3点を基本的な考えとして財政の健全化を目指します。

年度ごとに財政収支の均衡を目指す。（当面の赤字を早期に解消し、以降新たな赤字は発生させない）

平成17年度以降、税収が2%程度の伸長を続けた場合、無理のない財政運営で持続的に収支が均衡する財政体質となるよう、平成16年度までに財政の土台を築く。

また、経済環境の変化に弾力的に対応できる財政体質を目指して、できる限り基金の造成を図る。

県税収入を中心とした通常収入に見合った、いわゆる「身の丈にあった予算規模」の実現を目指す。

#### 2 財政健全化に向けた取組の視点

(1) 厳しい財政状況であっても「かながわ新総合計画21」を着実に推進しつつ財政健全化に向けた取組を進めます。

(2) 行政システム改革を一層推進するとともに自主財源の確保を図ります。

- ・ 直接財政健全化に結びつく「3つの10%目標（県債の発行抑制、職員数の削減）」や施策・事業の見直し、第三セクターの見直しについて、引き続き徹底した取組を進めます。

- ・ 当面の対策として、新たな工夫を凝らして、自主財源の確保を図ります。

- ・ これらの取組に際して、県民生活への影響を最小限に止めるよう配慮します。

(3) 歳入面での根本的な財政健全化を図るため、地方税財政制度の改革の実現に向けた取組を推進します。

(4) 費用対効果や将来負担を常に考慮し、企業経営的な視点を持って財政運営に当たります。

(5) 事業のすべてを県が直接行うのではなく、リース方式・PFI（民間活力による社会資本整備）の導入やNPO（特定非営利活動法人）活動など民間の力を活かして施策を展開します。

#### 3 年々の具体的な取組方向

「行政システム改革の取組」の方針を踏まえ、年々の「予算編成方針」で具体的な取組方向を盛り込みます。



# 財政健全化に向けた具体的な方策

## 基本的な認識

財政の健全化に向けて、これまでのような臨時的な対応で収支の均衡を図ることは限界に近づきつつあります。また、本県の財政が危機的な状況に陥った背景には、国と地方の仕事量（国4：地方6）に国と地方の税源配分（国6：地方4）が見合っていないなど、基本的には現行の地方税財政制度の構造的な問題があります。

したがって、本県財政を健全化するためには、本県独自の取組をさらに進めるとともに、並行して地方税財政制度の改革を国に強く働きかけ、順次、制度改正を実現することにより、安定的な財政運営を実現していくことが必要であると考えています。

## 1 本県独自の当面の対策

### (1) 一般施策経費への取組

#### (一般施策経費抑制の数値目標等)

5年間の抑制目標

- ・ 政策的な経費 一般財源 600億円（総額1,500億円）
  - ・ 維持運営費等の義務的な経費 一般財源 300億円（総額 300億円）
- かながわ新総合計画21の改訂重点プロジェクト等を除いたシーリング対象事業について、平成11年度当初予算額を基準に、平成12年度は10%削減し、平成13年度は更に10%削減する。

平成14年度以降は、政策的経費全体で、平成13年度を基準に一般財源ベースで50億円（総額70億円）ずつ増額する。

#### ア 施策・事業の見直し

県単独の土木事業や施設建設事業

これらの事業は、厳しい財政状況の中で、財源の大半を県債に依存せざるを得ない状況にあります。今後は、景気動向を勘案しつつも、中長期をにらみ、本県の財政体質を考慮した県債の適正な活用を視野に入れた事業規模としていくことが必要です。

その他の施策事業

既存の全施策・事業を根底から見直し、全体の歳出規模を拡大することなく、新たな県民ニーズに応えていく必要があります。

(見直しの視点)

- ・ 役割分担の明確化、社会経済情勢の変化への対応、優先度の適切な見極め、民間活力の積極的な導入、委託・民営化、リース方式の活用、維持管理経費の一層の節減・抑制など
- ・ 県民生活に密着する分野への配慮

- ・ 一律の削減ではなく、スクラップ・アンド・ビルドを徹底  
個別に見直しを行う課題等

本県では、平成10年度以来、その年々個別に見直しをすべき重点課題については、毎年度の「行政システム改革の取組」の中で課題の指定をし、検討を進め、予算編成等を通じて見直しや制度改正を具体化するという方式をとっています。

(平成12年度以降推進する重点課題)

- ・ 県立社会福祉施設の施設運営の見直し
- ・ 県立一般病院の民営化の検討
- ・ 県立子ども医療センター事業会計の企業会計化
- ・ 県営住宅供給における民間活力の導入
- ・ 流域下水道事業計画の見直し など

#### イ 第三セクターの見直し

第三セクターに対しては、平成11年10月に策定した「第三セクター指導調整指針」に基づいて、県として統一的な視点から、的確な指導や適正な支援を行っていきます。

#### ウ リース(神奈川)方式、PFIの活用

今後は、施設整備などの社会資本整備にあたって民間の活力を導入することが必要であり、リース方式と合わせて可能な限りPFIを活用していきます。

なお、リース方式・PFIは、今後5年間で概ね1,000億円～1,500億円の活用を図ることとしています。

PFIが県財政に与える効果

バリュー・フォー・マネー(財政資金の効率的、効果的な運用)の検証を行うことなどにより、民間のノウハウの活用によるトータルコストの削減、工期の短縮、一般財源の一時的な支出の抑制、支出額の平準化、などが期待できます。

## (2) 人件費の抑制

(人件費抑制の数値目標)

職員数の削減及び給与の抑制による5年間の想定効果額

一般財源1,200億円(総額1,500億円)

人件費の抑制に向けた職員数の削減と給与の適正な管理に取り組む。

本県は、歳出に占める人件費の割合が全国一高くなっていますが、本県の人件費の約85%は、人そのものが事業と言える教育職員(市町村立の小中学校を含む)と警察職員の人件費であり、政令2市を抱え人口の多い本県では、これらの職員を多数配置しなければなりませんから、どうしても人件費の比率は高くなってしまいます。

こうした人件費について、

職員数については、平成9年度からの「知事部局職員数の10%削減目標」で、5年

間約 650人、10年間約 1,400人の削減に取り組んでいるところですが、平成12年度までの3年間で知事部局職員定数を 701人削減し、目標を2年間前倒しして達成しています。

職員の給与については、期末・勤勉手当の削減などにより平成10、11年度で約 270億円の抑制を行いました。さらに、平成12年度から14年度までの3か年、給料及びそれに係る調整手当について、一般職員は2%、管理職は4%を減額するとともに、管理職手当額についても5%減額する措置を行うこととしました。また、期末手当の支給割合についても、0.3月の引下げを行いました。

今後とも、職員数については、職員のモラルの維持や組織の活性化にも留意しつつ、「知事部局職員数の10%削減目標」をできる限り早期に達成するとともに、教職員については、児童・生徒数の減少に伴う減員と合わせて一層の見直しを進めるなど、他の任命権者についても同一の基調で取り組みます。

また、職員の給与については、平成13年度から57歳昇給停止を実施するなど、今後も、人事委員会勧告を基本としつつ、社会経済情勢の変化に対応して、引き続き不断に見直しを図るとともに、民間企業における賃金体系の見直し等の動向を踏まえ、職務や個人の能力と実績に応じた給与制度の検討など、給与の適正な管理に取り組みます。

### (3) 「県債の発行抑制10%目標」と公債費の抑制

(県債、公債費抑制の数値目標)

県債の新規発行抑制

平成16年度に1,300億円台まで抑制することを「10%目標」の中間の目安とし、その間毎年度100億円程度漸減させる。(5年間の抑制累計1,500億円)

公債費の5年間の抑制見込額 一般財源1,800億円(総額1,800億円)

本県では県債発行額について、既に「10%目標(平成19年度の県債発行規模を県税など自主財源の10%以下にする)」を設定して抑制に取り組み、平成6年度まで3,000億円台であった発行規模を11年度末現在は1,828億円にまで抑制しています。

しかし、ここまで抑制を進めても、県債の残高は増加し続けていますから、10%目標策定時(平成9年度)の想定よりも抑制のテンポを一層早めていくこととしました。

また、公債費については、満期一括償還のための積立て方法を工夫し、長期的に負担の平準化を図っていきます。

(参考) 「県債発行額と県債年度末現在高の推移」 (単位 億円)

区 分	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
県債発行額	3,370	3,364	2,995	2,474	2,272	2,140	1,828	1,666
年度末現在高	10,095	12,678	14,839	16,787	18,426	19,928	21,107	22,149

(注) 11年度までは最終予算額、12年度は当初予算額を示します。

#### (4) 自主財源の確保

(今後5年間の自主財源の確保目標)

滞納整理、早期課税などの税収確保対策の実施	(600億円	5ページ中期財政
県有財産の売却、リースバック等	1,000億円	見通しに算入済)
長期貸付金の一括返納など	350億円	

##### ア 滞納整理、早期課税と課税客体の掘り起こしなどの税収確保対策の実施

本県では税収確保について積極的な対策を推進し、収入歩合は主要府県の中でトップクラスとなっています(平成10年度:本県96.4%、全国平均96.1%)が、新たな視点による早期課税と課税客体の掘り起こしに努め、工夫を凝らした滞納整理や差押え物件の売却の促進により早期収入化を図るなど、引き続き積極的な税収確保に取り組みます。

##### イ 県有財産の売却、リースバック等

当面利用予定のない県有財産を積極的に売却していくこととし、今後5年間で1,000億円の自主財源を確保することを目標とします。

現在、売却可能な財産はリースバック方式を含めても300億円程度と考えられますから、この1,000億円を確保するためには、現在行政財産となっているものについても、事業見直しにより用途廃止を行い普通財産に転換していくことを検討します。

##### ウ 長期貸付金の一括返納など

現在、県が保有している貸付債権で一括返納の対象と考えられるものは、一般会計約400億円、特別会計約800億円ありますが、ほとんどそのままでは一括返納が困難な債権となっていますので、民間資金の導入に加え、新たな方策を研究し、できる限りの財源確保に取り組みます。

##### エ 使用料及び手数料の見直し

使用料及び手数料については、県民負担の公平確保の観点や受益者負担の原則に立ち、物価動向などの社会経済情勢の動向等を踏まえて、料金積算のあり方を含め、適正な料金設定がなされるよう、引き続き十分な検討を行います。

##### オ 新たな県税の創設などの検討

超過課税や法定外普通税・目的税の導入は地方公共団体の判断に任されていますが、県民に対し特別な負担を求めるものですから慎重な検討が必要です。今後、地方税財政制度の改革の動向や、財政需要と県民負担との応益関係等を踏まえながら、新たな県税の創設など本県にふさわしい独自の税源充実策について検討を進めていきます。なお、検討に当たっては、県民の皆様とのオープンな議論を踏まえ、御理解が得られるよう努めていきたいと考えています。

## 2 地方税財政制度の改革による根本的な対策

### 地方税財政制度の改革の基本的な考え方

本県の財政危機は、現行の税財政制度の下で顕著に現れてきたものであることから、地方税財政制度の中でも特に、地方の仕事量に見合った税源配分、安定的な地方税制の確立、実態に見合った地方交付税の3点は、本県財政を健全化する上でどうしても実現していかなければなりません。

このため、本県では、現在「地方税制等研究会」を設置し、望ましい地方税財政のあり方などを研究していますので、今後はこの研究成果を基に国への要望を行い、平成16年度を一つの目標として制度改革を実現させていきたいと考えています。

また、財政の安定化には、地方税源の充実・強化が最も重要ですが、行政需要を十分満たすまで充実されるには時間がかかると予想されますので、それまでの間は、実情に見合った地方交付税の配分が行われることが極めて重要であると考えています。

### (1) 個人所得課税及び消費課税に係る地方への税源配分を高める

- 国と地方の税源配分の適正化 -

(制度改革が実現された場合の単年度の増収見通し)

所得税と個人住民税の税源配分(現行 国65%、地方35%)を見直し、国50%、地方50%、とした場合の増収見込額 360億円

消費税と地方消費税の税率(現行 国4%、地方1%)を見直し、国3%、地方2%とした場合の増収見込額 550億円(市町村分を含めると1,100億円)

大都市圏に位置する都府県が、現下の財政危機から脱却し、地方分権の要請に的確に対応していくためには、国と地方の税源配分を抜本的に見直し、地域住民が納めた税金がその地域の行政施策に反映されるという「受益と負担の関係」を明確にすることが不可欠です。

国と地方の税源配分を見直す場合には、基本的に、地方の歳出に見合う十分な税収を確保する(税源の十分性)とともに、景気に左右されにくい安定的な税収構造を構築すること(税源の安定性)が重要です。

こうしたことから税源移譲の具体策としては、安定的な税源である個人所得課税(所得税・個人住民税)及び消費課税(消費税・地方消費税)について国と地方の配分を見直し、地方の基幹税目である個人住民税を充実させるとともに、地方の消費課税のウェイトを高めることが必要と考えられます。

## (2) 外形標準課税の導入- 県収入の安定化 -

本県をはじめとする大都市圏の都府県が深刻な財政危機に直面しているのは、景気に左右されやすい法人事業税に大きく依存していることが一因であり、こうした不安定な税収構造を改善していくことが本県の安定的な財政運営にとって最も重要な課題です。

これを改善するための具体策として、基幹税目である法人事業税に外形標準課税を導入し、県収入の安定化を図る必要があります。

現在、政府税制調査会等で外形標準課税の導入について検討が進められていますが、基本的には、全国的な制度として、薄く広く公平に税を負担していただけるような仕組みで実施することが望ましいと考えています。

この外形標準課税は、税収の安定化を目的とするものですが、本県の法人税収の水準は、約20年前とほぼ同程度にまで落ち込んでいる状況にありますので、外形標準課税が導入された場合の税収規模については、過去の税収実績や今後の地方財政の見通し等を踏まえた上で検討する必要があると考えています。

また、導入に当たっては、厳しい経営環境にある中小企業に対する十分な配慮策を講ずることが必要と考えています。

## (3) その他の地方税制の改正

(制度改正が実現された場合の単年度の増収見通し)

特別地方消費税の廃止に伴う代替税源の確保	30億円(市町村分を含め60億円)
租税特別措置、非課税措置等の整理・縮減	160億円
利子・株式等譲渡益の総合課税化	

## (4) 地方交付税制度の充実・強化

(制度改正が実現された場合の単年度の増収見通し)

本県税収の実態が基準財政収入額に反映された場合	600億円
介護保険制度導入に伴う県負担金、減税影響の平年度化による減収補填、特別地方消費税の廃止の減収補填などの算入	400億円

これまで本県の交付額が十分でなかった大きな要因は、基準財政収入額の算定が本県税収の実態と乖離してきたことにありますから、この是正が是非とも必要ですが、それには、地方財政計画に実態どおりの地方税収とその不足を保障するに足る地方交付税総額が計上されるよう、強く求めていかなければならないと考えています。

なお、地方分権の進展に伴って地方交付税の算定方法は「簡素化・簡明化を図る」方向に向かっており、個別自治体や特定の地域に特有な財政需要が採り入れられにくくなる傾向と思われませんが、用地費における地価格差などの大都市圏特有の需要について、より実態に即して交付税算定に反映するよう要望していく必要があると考えています。

## (5) 国庫支出金に関する地方超過負担の完全解消

(制度改正が実現された場合の単年度の負担軽減見通し)

知的障害者施設運営費、公営住宅建設費などの超過負担の解消	65億円
義務教育費国庫負担金の対象外経費の解消	155億円

国庫支出金の超過負担とは、国庫補助金の算定において職員数や給与費等が実態どおりに算入されないため、国対地方の負担ルールが崩れ、地方の負担が超過することを言います。本県の超過負担は平成11年度は65億円にも達し、財政を圧迫する大きな原因となっていますから、引き続き補助対象範囲の拡大や補助単価の嵩上げなど改善要望を続ける必要があります。

また、義務教育費国庫負担金は、義務教育に携わる教職員の給与費等について、その実支出額の1/2を国が負担するものですが、退職年金や恩給費、共済費の一部などが国の一方的な見直しによって負担金の対象から除外されています。平成11年度当初予算で試算すると、本県では約310億円が対象からはずされ、県が155億円も超過負担をしていますので、この改善も国に要望していく必要があります。

## (6) 国直轄事業負担金制度の見直し

(制度改正が実現された場合の単年度の負担軽減見通し)

事務費率を見直した場合	5億円
維持管理費の負担比率の見直し、廃止	10億円～40億円

国直轄事業は、国家政策として行われるものであり、その事業効果は一地方自治体の区域を超えた広い範囲に及んでいます。したがって、国直轄負担金を当該事業が行われる特定の地方自治体のみに課すことは、基本的に不合理であり、原則的には廃止すべきと考えられます。

特に、給与費を中心とした事務費の負担割合が高いこと、本来管理主体の国が負担すべき維持管理費についても地方が負担していることが問題であり、国と地方の財政秩序の健全化のために、少なくともこの2点について原則廃止から段階的縮減を含め見直しを求めていく必要があります。

## V 財政健全化の具体的方策による財源確保見込額

本県独自の対策

(単位 億円)

項 目		H12- H16の5年間の 財源確保見込額	
		総 額	一般財源
歳 出 の 抑 制	・ 一般施策経費の抑制	1,800	900
	・ 人件費の抑制	1,500	1,200
	・ 公債費の抑制	1,800	1,800
	小 計	5,100	3,900
自主財源の確保	・ 県有財産の売却、リースバック	-	1,000
	・ 長期貸付金の一括返納 など	-	350
	小 計	-	1,350
計		5,100	A 5,250

地方税財政制度の改革

県 税		(単年度) 増収額	(交付金を 除く実収)	
	・ 個人所得課税の税源移譲	360	360	
	・ 地方消費税の税源移譲	1,100	550	
	・ 特別地方消費税の代替措置	60	30	
	・ 租税特別措置等の整理縮減	160	160	
	計	1,680	1,100	
地 方 交 付 税	・ 実態に見合った税収の算定		600	
	・ 介護保険関係費などの算入		400	
	計		1,000	
国庫支出金等	・ 超過負担の完全解消、国直轄事業の見直し		220	
平成16年度単年度計 約1,400				
5 年 間 合 計				B 4,900
〔地方交付税の充実・強化は平成12年度から段階的に実施、税制改正は14年度から3年間で1/3ずつ実施された場合を想定〕				

財源確保額 合計	(A + B)	10,150
----------	---------	--------

(平成12年度～平成16年度の財源不足額 5年間合計 10,150)



( 参 考 ) 平成 1 2 年度当初予算における財政健全化への取組

1 平成 1 2 年度財源不足見込額 (単位 億円)

平成 1 2 年度財源不足見込額 ( 5 ページの中期財政見通しより) (注)	1,700
---	-------

2 平成 1 2 年度当初予算における財源確保額

(1) 本県独自の対策

区 分	主 な 取 組 内 容	財 源 確 保 額 (一般財源ベース)
一般施策 経費の抑制	マ付息 10%シリングの実施 その他の事業見直し	《総額 278》 184
人 件 費 の 抑 制	職員数の削減による抑制 ・一般職員 150人、教育職員 220人、警察職員 8人削減など 給与等の減額による抑制 ・給与費減額 一般職員 2%減額、管理職 4%減額 ・期末手当の 0.3月引下げ など	《総額 275》 215
公 債 費 の 抑 制	償還方法の見直しによる抑制 県債管理基金の活用など	《総額 404》 404
歳出の抑制 計		《総額 957》 803
自主財源の 確保	不動産の売却、リースバックの実施 177億円 企業会計繰入金 70億円	247
本県独自の対策 計		1,050

(2) 地方財政制度の改革等

地方交付税の 充実・強化	5ページの中期財政見通し 2,000億円 12年度当初予算 2,300億円 (地方財政計画の地方交付税総額が想定以上に確保された ことを踏まえ、増額計上)	300
-----------------	---	-----

(3) 合 計

財源確保額 合計 ( + )	1,350
----------------	-------

3 平成 1 2 年度当初予算以降の取組

財源不足見込額 - 財源確保額 = 今後 (年間) 財源不足見込	350
----------------------------------	-----

の (年間) 財源不足見込に対しては、今後、自主財源の確保などの対策に取り組んでいきます。

(注) 本表の財源不足見込額は、12年度当初予算記者発表の財源不足額 ( 1,400億円 ) と 300億円の差異がありますが、これは、11年度の赤字決算処理及び公債費の推計条件や退職手当債の取扱いなどが異なるためです。

県へのご意見やご提案は、次のいずれかの方法でお寄せ下さい。

手紙またはFAX 〒231-8588 （住居表示は省略できます）

神奈川県総務部財政課予算システム班

TEL 045-210-1111 内線2263～2264

FAX 045-210-8805

E-mail kenzenka.64@pref.kanagawa.jp